

# 速度取締り指針

令和7年1月  
山武警察署

## 速度取締り重点

| 重点路線  | 重点時間帯                    | 区 域  | 規制速度          | 地図 |
|-------|--------------------------|------|---------------|----|
| 成東鳴浜線 | 8:00～17:00               | 管内全域 | 40km/h        | ①  |
| 横芝上堺線 | 8:00～17:00               | 管内全域 | 40km/h        | ②  |
| 市道、町道 | 7:00～9:00<br>14:00～16:00 | 管内全域 | 30～40<br>km/h |    |

- ☆ 重点以外の路線、時間帯でも取締りを実施することがあります。
- ☆ 登下校時間帯の通学路及び生活道路において、可搬式オービスによる取締りを行います。
- ☆ 速度取締りのほか、交通事故実態に応じた各種交通違反の取締り、白バイやパトカーによる警戒活動などを実施しています。



## その他の交通指導取締り

- ・飲酒運転根絶に向けた取締り、横断歩行者を守るための取締りを強化しています。
- ・[自転車指導啓発重点地区・路線](#)においては、自転車の指導取締りを強化しています。
- ・重点的に駐車違反取締り活動を実施する場所は、[違法駐車取締り活動方針](#)に掲載しています。
- ・下記の交通安全対策を行っている地区、[ゾーン30の規制地区](#)及び登下校時間帯における小学校周辺においても取締りを強化しています。また、通学路では警察官が見守り活動や運転者への注意喚起を行い、違反の発生そのものを抑止し、児童の安全を守る活動を実施しています。

| 地区          | 種別         |
|-------------|------------|
| 津辺、成東地区     | 横断歩行者妨害等   |
| 成東駅、横芝駅周辺地区 | 自転車指導啓発重点  |
| 小学校所在地周辺    | 児童の安全を守る活動 |

# 山武警察署管内における交通人身事故実態

期間：令和6年1月～令和6年12月末

